

# 奈良県議会基本条例（委員長試案 平成22年5月26日）

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議員の責務及び活動原則等（第3条―第5条）
- 第3章 議会運営の原則等（第6条―第8条）
- 第4章 県民と議会との関係（第9条―第11条）
- 第5章 知事等と議会との関係（第 条―第 条）
- 第6章 議会機能の強化（第 条―第 条）
- 第7章 議会改革の推進（第 条―第 条）
- 第8章 議員の倫理（第 条―第 条）
- 第9章 議会事務局等（第 条―第 条）
- 第10章 最高規範性（第 条）
- 第11章 補則（第 条・第 条）

附則

奈良県は、いにしえより「国のまほろば」と称され、飛鳥から奈良時代において都が置かれた地である。また、日本における本格的な律令が制定され、律令国家としての形を整えた「日本のはじまり」の地である。

明治に成立した奈良県は、明治9年には堺県に合併、さらに明治14年には大阪府に合併されたが、先覚者が郷土の発展を願い、不屈の精神と熱烈な郷土愛にもえて再設置運動を繰り広げ、明治20年に奈良県を誕生させた地方自治実現の歴史がある。

現在、地方分権改革のさなかにあり、地方自治体の自己決定権が拡大するのに伴い、住民自治の根幹をなす議会は、二元代表制の一翼を担う存在として、もう一方の極である知事等と対等の立場に立ち、議事機関としての政策形成機能と執行機関に対する監視機能の充実強化を図ることが求められている。

このため、本県議会は、県民の代表機関としてその負託にこたえられるよう、議会のあるべき姿を明らかにするとともに、議会機能の強化、議会改革に努め、真の地方自治の実現に取り組むことを決意する。

ここに、国家の礎を築き、奈良県誕生に力を尽くした先人の意志を受け継ぎ、奈良県のさらなる発展のため、議会における最高規範としてこの条例を制定する。

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、奈良県議会の基本理念を定めるとともに、議員の責務及び活動原則、県民と議会との関係等を明らかにすることにより、議会が地方自治の本旨に基づく県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の

下、議会の自主性及び自立性を高め、その権能を最大限に発揮することにより、真の地方自治の実現に取り組むものとする。

- 2 議会は、議決機関として、広く県政全般の課題を把握し、県民の意見の調整を図り、県政に反映させるものとする。
- 3 議会は、議会活動に関する情報公開を徹底するとともに、議会の意思決定過程の透明性を高め、県民に開かれた議会運営を行うものとする。

## 第2章 議員の責務及び活動原則等

### (議員の責務)

第3条 議員は、県民の代表として県民全体の利益を考え、県政の課題とこれに対する県民の意見を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、県民の負託にこたえるものとする。

### (議員の活動原則)

第4条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる活動を行うものとする。

- 一 県政について、県民の意見を聴き、及び県民に説明すること。
  - 二 県政に関する調査研究を行うこと。
  - 三 本会議、委員会その他の会議（以下「会議等」という。）に出席し、審議、審査等を行うとともに、必要に応じて議案を提出すること。
- 2 議員は、前項各号に掲げる活動を行うために必要な資質の向上を図るため、不断の研さんに努めるものとする。

### (会派)

第5条 議員は、議会活動の円滑な実施のため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、議会が合議制の機関としての機能を十分に発揮することができるよう、県政の課題等に関して会派内及び会派相互間の意見の調整を行い、議会全体としての合意の形成に資するよう努めるものとする。

## 第3章 議会運営の原則等

### (議会運営の原則)

第6条 議会は、県の政策の決定、知事等の事務の執行に係る監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努めなければならない。

- 2 議会は、議決責任を深く認識し、公平性及び透明性を確保した運営に努めなければならない。
- 3 常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分発揮するよう運営しなければならない。
- 4 特別委員会は、社会経済情勢等の変化に伴う新たな県政の課題に対応して特に必要がある場合に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

(質問等の充実)

第7条 議員は、本会議において質問を行うに当たっては、一括質問方式で行い、再質問は一問一答方式等で行うことにより、その内容の充実を図るものとする。

2 知事は、議長又は委員長長の許可を得て、質問者に対して答弁に必要な範囲内において質疑等の趣旨を確認するための発言をすることができる。

(議員間討議)

第8条 議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、議員相互間の討議等の方法により、活発な議論が行えるように努めなければならない。

## 第4章 県民と議会との関係

(県民参画)

第9条 議会は、議会活動への県民参画を推進するため、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。

- 一 議会は、県民の意見を聴き、県政に反映させること。
- 二 議会は、委員会等の運営に当たり、参考人及び公聴会の制度の活用を努めること。
- 三 議会は、請願及び陳情等が提出されたときは、これらを県民等による政策提案としてとらえ、誠実に処理すること。
- 四 議会は、県民及び市町村との意見交換の場等を設けることにより、県政の課題を把握すること。

(広報広聴の充実)

第10条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、議会活動に関して積極的な広報広聴に努めるものとする。

- 2 議長は、議会を代表して、定例記者会見等により、県政の課題に対する議会の方向性等について県民に明らかにするよう努めるものとする。
- 3 議会は、多様な広報媒体の活用を図るほか、必要に応じて報告会を開催する等の方法により、議会活動の積極的な広報に努めるものとする。

(会議等の公開)

第11条 議会は、議会の意思決定過程を県民に対して明らかにするため、会議等を原則として公開する。

- 2 議会は、県民が会議等を傍聴しやすい環境を整備するとともに、傍聴人に対して関係資料の配布等を行うことにより、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。
- 3 議会は、議会活動に関する資料を奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）で定めるところにより公開するとともに、会議等の会議録を広く県民が閲覧できるようにするものとする。